

建設業労働災害防止協会長崎県支部

長崎労働局登録番号石綿1号

登録有効期間 2026年6月28日

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)の修了考査問題及び 合格基準の公表について

1. 修了考査問題配点 100点 (43問)

科目1	基礎知識1	5問×2点	10点
科目2	基礎知識2	5問×2点	10点
科目3	建築図面調査	7問×2点 7問×3点	35点
科目4	目視調査の実際と留意点	7問×2点 7問×3点	35点
科目5	調査報告書の作成	5問×2点	10点

2. 合格基準

各科目の得点数が各科目の配点の40%以上であって、かつ、受験した科目の配点の合計が60%以上であること。

建築物石綿含有建材調査者講習修了試験問題（一般）（A）

〈建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1〉5問×2点＝10点

問1. 「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
2. 1995（平成7）年、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令の改正で、茶石綿（アモサイト）・青石綿（クロシドライト）の製造などの禁止が行われた。
3. 2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
4. 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。

問2. 「石綿の定義、種類、特性」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
2. 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、セピオライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
3. 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。

4. アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、アモサイトは石綿セメント管にも多く使用された。

問3.「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。
2. 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
3. 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
4. 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。

問4.「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
2. 非喫煙者の肺がん死亡率は、非石綿ばく露労働者 1.0 に対し、石綿ばく露労働者は約 5 倍となっている。
3. 粉じんの吸入約 1 年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約 10%であるのに対して、喫煙者では、約 50%になるとの報告がある。
4. 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は短い。

問5.「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
2. 中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
3. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1980（昭和55）年以降の建築物は優先順位が最も高い。
4. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

問6. 「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
2. 解体等工事が平成 18（2006）年 9 月 1 日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。
3. 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
4. 大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等工事が終了した日から 3 年間保存する。

問7. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿 0.1 重量パーセントを超えるものを使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
2. 建築基準法では、建築物等の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務づけられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の 1 / 2 を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
3. 建築基準法(第 12 条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。

4. 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

問8. 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢1、2、3、4は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを1つ選びなさい。

石綿有無の実態 調査時の判定	ア	イ
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・ウ ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・エ ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

1. ア) 石綿なし
イ) 石綿あり
ウ) 必要な対策
エ) 断続的な健康障害
2. ア) 石綿あり
イ) 石綿なし
ウ) 不要な対策
エ) 継続的な健康障害
3. ア) 石綿あり
イ) 石綿なし
ウ) 必要な対策
エ) 断続的な健康障害
4. ア) 石綿なし
イ) 石綿あり
ウ) 不要な対策
エ) 継続的な健康障害

問9.「石綿含有建材調査者」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。
2. 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
3. 石綿含有建材調査者は、石綿含有建材の調査の専門家であり、対策や工法については除去工事業者が行うため、精通しておく必要はない。
4. 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。

問10.「事前調査の具体的手順の例」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
2. 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
3. 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
4. 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。

問11.「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法において「屋根及び構造上重要ではないひさし」は、建築物の主要構造部である。
2. 建築基準法において「階段（構造上重要ではない局部的な小階段、屋外階段を除く）」は、建築物の主要構造部である。
3. 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
4. 建築基準法施行令第1条3号において、「構造耐力上主要な部分」について、建築物の力学的構造に関連する部分を定めている。

問12.「建築一般」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が同一である。
2. 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
3. 建築基準法において、「2時間耐火」よりも「1時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
4. 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。

問13.「建築一般」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。

2. 建築基準法において、面積区画、高度区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み、30cm以上の部分を耐火構造又は準耐火構造としなければならない。
3. 建築基準法で定められている「竪穴区画」について、1969（昭和44）年以降、5層以上の竪穴には、竪穴区画が必要となった。
4. 建築基準法において、同じ建築物の中に異なる用途が存在し、それぞれの管理形態（営業時間など）が異なる場合でも、用途や管理形態の異なる部分を区画することは、特に定められていない。

問14.「建築設備」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
2. 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。
3. 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。
4. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。

問15.「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 現地調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
2. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
3. スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。

4. 石綿含有吹付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。

問16. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.3 以上(耐火の場合)である。
2. 柱、はりの耐火被覆及び耐火間仕切り壁に用いられる石綿含有吹付けロックウールの湿式吹付けの比重は、0.3 以上(耐火の場合)である。
3. 1954（昭和 29 年）以前は輸入材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
4. 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。

問17. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
2. 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
3. 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
4. 石綿含有耐火被覆板は、1963年（昭和38年）ころから使用され、工場にてアモサイトなどの石綿を基材としてセメントと水とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズのもので製造された。

問18. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961年から1987年である。
2. レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有けい酸カルシウム板第一種の製造時期は、1960年から2004年である。
3. レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ビニル床タイルの製造時期は、1952年から1987年である。
4. レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有スレート波板（小波）の製造時期は、1918年から1987年である。

問19. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 「aマーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
2. レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があれば、現在の0.1重量パーセント基準において“石綿無し”といえる。
3. 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しいため、調査においてはスレートボードとしてまとめよう。
4. 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

問20. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。」

1. 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
2. せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。
3. 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として壁材および天井下地材に使用されている。
4. 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や天井などに使用されている。

問21. 「石綿含有建材」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。
2. 石綿発泡体は、板状のスポンジで色はベージュとグレーで、ガラスクロスやアルミ箔を貼ったものもある。
3. 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クリソタイル」石綿で、石綿の含有率は70～90%と高い。
4. 石綿含有接着剤は、JIS規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。

問22. 「書面調査の実施要領」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。

2. 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したのものとして考えてよい。
3. 書面調査で石綿等の使用状況が把握できた場合は、目視調査を実施せず書面調査を以て調査を終了することができる。
4. 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、縦穴区画等ごとに、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

問 23. 「図面の種類と読み方」に関する 1～4 の記述のうち、正しいものを 1 つ 選びなさい。

1. 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
2. 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。
3. 建築物の断面図において、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限など記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。
4. 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、BCJ 評定の工法が採用されていることがあるが、この工法であれば材料の中に石綿が含まれることはない。

問 24. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ 選びなさい。

1. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われるので最新版に留意する。
2. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。

3. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。

4. 実際に使用されている建材が、「石綿含有建材」か「否」か判断できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。

問 25. 「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。
2. 建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
3. 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査で実施できなかった場合には目視調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じ、各個室などの建材使用状況を確認する。
4. 建築物の目視調査の結果、試料採取すべき箇所から採取した試料の分析方法の決定は、発注者とよく協議する。

問 26. 「事前準備」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ 5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。
2. 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS 専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPA フィルタ付き真空掃除機などがある。
3. 調査時の服装はのポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのばく露防止対策」の2点である。
4. 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。

問 27. 「現地調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終えるようにする。
2. 目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
3. 建築物の外観を観察することで、おおよその作業時間や当日の作業の進行を予測でき、事前の計画段階では把握できなかった新たな調査のポイントや確認しておきたい事柄などが見えてくることもある。
4. 目視調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や煙突の位置などの確認が出来ることがある。

問 28. 「現地調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 改修工事が行われている場合や仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。
2. 「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。
3. 石綿含有建材の調査を行うにあたっては、石綿含有建材かどうかの判断ができればよいので、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する知識は必要ない。
4. 解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や建築の知識のみから類推して調査範囲を絞り込むのではなく、網羅的な調査を行うことが基本であり、見落としを防ぐために建築の知識等の修得を不断に努めることが必要である。

問 29. 「現地調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、正しいものを 1 つ 選びなさい。

1. 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
2. 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
3. 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後には HEPA フィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
4. 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。

問 30. 「現地調査の実施要領」に関する 1～4 の記述のうち、不適切なものを 1 つ 選びなさい。

1. 建築物が増築されている場合、増築部分からのみの石綿含有が疑われる建材の試料採取では、既存部分の材料とは異なっている可能性が高く、当該建築物の代表する試料ではないこともあるので留意する。
2. 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。
3. 床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースが多く、改修前の床仕上げ材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。
4. 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があり、新たな屋根材は石綿無含有でも元の材料には石綿含有であることが多い。

問31.「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 書面調査及び現地調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
2. 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
3. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
4. 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。

問32.「試料採取」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「モルタル」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
2. 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
3. 主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み 1 mm以下がほとんどのため、この場合は「10センチメートル角程度」の試料採取を行う。
4. 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 2 箇所以上、1 箇所当たり 10 立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

問33.「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 内外装仕上げ材の下にレベル 1 建材が存在する事例として、天井ボードなどで囲われている様なケースにおいて、グラスウールなどの下に石綿含有建材が吹き付けられていたことがある。

2. 耐火被覆材には、「吹付け材」、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗材」は含まれない。
3. 吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱と明確であり、各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
4. 煙突用断熱材の試料採取に当たっては、3箇所以上、1箇所あたり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

問34. 「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 成形板の試料の採取は、試料採取範囲から2箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
2. 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
3. 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
4. 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。

問35. 「試料採取」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 複層仕上塗材は下地への付着強度が高いため、下地と主材層との界面からきれいに剥離除去できない場合が多いと考えられる。このような場合は、主材層を部分的に破壊して採取することとなる。
2. 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、上塗材が必ずある。
3. 採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。

4. 改修（再塗装）で、建築用仕上塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は仕上塗材のみでもよい。

問36. 「現地調査の記録方法」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 「やや劣化」とは、調査対象面積のうち、約30%程度の面積において表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
2. 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロクウールと較べて相対的に少ないといえる。
3. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と、その面積」を明確にすることが求められている。
4. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことは定められていない。

問37. 「建材の石綿分析」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 定量分析方法2は、「偏光顕微鏡」を用いた定量分析方法である。
2. 定性分析方法3は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
3. 定性分析の方法として、「定性分析法1」及び「定性分析法2」の2種類のみである。
4. 電子顕微鏡法は、定性分析法1または定性分析法2を補完するものではなく、単独で石綿無しの判定を行うことができる。

問38. 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 定性分析方法1の分析結果の場合、層別の区分や結果に疑問や違和感がないかを確認する。
2. 定性分析方法1の分析結果の場合、非アスベスト繊維が何か特定しているかを確認する。
3. 定性分析方法2の結果の場合、バーミキュライト吹付け材は塩化カリウム処理の方法で行われたのかを確認する。
4. 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性は「ない」ため、石綿含有建材調査者が確認する必要はない。

問39. 「建築物石綿含有建材調査」に関する1～4の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。
2. 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
3. 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の場合は、記入する必要はない。
4. 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。

問40. 現地調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を1つ選びなさい。

1. 建築物用途
2. 確認済証交付日・番号
3. 建築物使用者
4. 延べ床面積

問41. 現地調査個票を作成に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することが出来ない。
2. 調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
3. 建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。
4. 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。

問42. 次の1～4のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを1つ選びなさい。

1. 事業者の名称、住所及び電話番号
2. 調査対象の建築物等の竣工日等
3. 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
4. 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問43. 「所有者等への報告」「地方公共団体への報告」に関する1～4の記述のうち、不適切なものを1つ選びなさい。

1. 建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までではなく、3年間記録を保存することが望ましい。
2. 発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査に必要な情報を開示し、工事が適切に行われるよう協力しなければならない。
3. 地方公共団体に対して調査結果を報告し、報告を受けた地方公共団体は、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」に調査結果を入力することとなる。
4. 建築物の所有者との契約に基づいて、石綿含有建材調査者が、地方公共団体に調査結果を報告することも考えられる。